

平成 28 年度兵庫県地域防災計画の主な修正内容

(風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、大規模事故災害対策計画)

防災基本計画の修正を踏まえ、業務継続計画策定に係る重要な要素を明確化する。あわせて、水防法、災害対策基本法等の一部改正に伴う修正を行う。
また、県の施策展開等に伴う修正を行う。

1 防災基本計画の修正(H27.11、H28.2)を踏まえた修正

(1) 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化 P 2

防災基本計画の修正により、地方公共団体は、業務継続計画の策定にあたり、特に重要な 6 要素を定めておくものとされたことに伴い、災害予防計画の基本方針に「業務継続体制の確保」を明記するとともに、以下の 6 要素について、県及び市町の取り組みに関する記載を充実。

項目	県及び市町の取り組み
① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	【県】記載済 (P 2、4) 【市町】市町は（中略）、平時から、市町防災会議をはじめ、 <u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など</u> 防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする (P 2)。
② 非常時優先業務の整理	【県】記載済 (P 2～3) 【市町】市町（中略）は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、 <u>初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた</u> 災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする (P 3)。
③ 電気、水・食料等の確保	【県・市町】県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食料等の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災やそれに伴う通信手段や重要な行政データの喪失等に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする (P 3)。
④ 重要な行政データのバックアップ	【県】記載済 (P 3～4) 【市町】市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために（中略）、 <u>本庁舎が使用できなくなった場合の暫定的な代替候補施設及び設備の確保</u> （中略）を検討することとする (P 3～4)。

(2) 雨水出水の浸水想定区域の指定 P 5

水防法の改正により、雨水出水に相当な損害を生じるおそれがあるものとして、知事または市町長が指定した公共下水道等の排水施設等について、浸水が想定される区域を雨水出水区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表することとされたため、該当項目を追加。

(3) 災害廃棄物の処理の代行 P 6

災害対策基本法の改正により、特に、大規模な災害が発生した場合に、市町長からの要請により環境大臣が処理を代行することとされたため、該当項目の記述を加筆。

2 県の施策展開に伴う修正

- ① 地域防災計画の災害予防計画の基本方針に「兵庫県強靭化計画」を踏まえた計画とすることを記載。
- ② 「兵庫県耐震改修促進計画」の改正を反映し、意識啓発活動への支援や多数利用建築物への補助制度の拡充を行うこと等を記載。

3 迅速な車両の通行の確保

県警察本部は、災害対策基本法に基づく緊急交通路の指定に先立ち、迅速な車両の通行を確保するため、道路交通法第 4 条による広域的な交通規制を速やかに実施することを記載。

4 その他の主な修正

(1) 指定(地方)公共機関の防災業務計画の見直しに伴う修正

指定(地方)公共機関が、災害時の応急対策として策定している防災業務計画の対応基準等の修正を反映。

(2) 防災関係機関の名称変更等に伴う修正

1 防災基本計画の修正（H27.11、H28.2）を踏まえた修正

（1）業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化

【業務継続計画の特に重要な6要素】

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ①-1 首長不在時の明確な代行順位 | ④ 重要な行政データのバックアップ |
| ①-2 職員の参集体制 | ⑤ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 |
| ② 非常時優先業務の整理 | ⑥ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 |
| ③ 電気、水・食料等の確保 | |

現 行	修 正 案	備 考
<p>風水害等対策計画、地震災害対策計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 災害応急対策への備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため<u>平時からの備えを充実するため</u>、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職員の体制</p> <p>県は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 参集基準 ② 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、緊急通報システムを使った参集体制 ③ 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知 ④ フェニックス防災システム端末の使用方法の習熟 <p>3 市町の防災組織体制</p> <p>市町は、当該市町域における防災対策の推進のため、平時から、市町防災会議をはじめ、防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 県職員行動マニュアル等の作成</p> <p>県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 災害応急対策への備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、<u>業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け</u>、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>(同左)</p> <p>3 市町の防災組織体制</p> <p>市町は、当該市町域における防災対策の推進のため、平時から、市町防災会議をはじめ、<u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など</u>防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 県職員行動マニュアル等の作成</p> <p>県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき</p>	<p>防災基本計画が業務継続計画の特に重要な6要素を定めるよう修正されたことに伴う修正</p> <p>第2編全体に関わる事項のため、「業務継続体制の確保」を「第1章 基本方針」に加筆</p> <p>【県分】 既に、①-2 職員の参集体制は記載済</p> <p>【市町分】 加筆により、 ①-1 首長不在時の明確な代行順位、 ①-2 職員の参集体制 に対応</p> <p>【県分】 既に、② 非常時優先業務の整理は記載済</p>

※ 波線部分は記載済、下線部分は今回修正箇所。

現 行	修 正 案	備 考
<p>行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、<u>初動緊急対応期の重要優先業務</u>をまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ」とともに、<u>自然災害発生時等の業務継続計画（B C P）</u>として、職場研修や訓練等を通じて、その周知徹底を図ることとする。</p> <p>また、職員として共通に必要となる風水害等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p> <p>(2) 市町等の取り組み</p> <p>市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害対策拠点の設備整備の考え方</p> <p>県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、<u>発電機の常備</u>等の対策を講じるとともに、<u>庁舎の被災による通信手段の喪失</u>に備え、<u>衛星携帯電話の装備</u>や、<u>近隣の他の施設の利用</u>等も検討しておくこととする。</p> <p>2 県災害対策センターの整備・運用</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) センターの特徴</p> <p>① 風水害はもとより、阪神・淡路大震災規模の大規模地震が発生しても、十分対応可能な耐震性の高い構造とした。</p> <p>② ライフライン途絶時にも庁舎機能がダウンしない多重化した設備とした。 非常用発電機の設置、燃料の備蓄、電話回線の二重化、専用井戸による飲料水の確保などバックアップ機能を充実 通信設備の多重化や映像機器の整備など、防災情報システムの充実・強化</p> <p>③ 本庁舎内に分散配備している機能を一元化した。 災害対策本部体制を円滑かつ効果的に運用できるよう災害対策関係の各室と、関係部局災害対策用スペースを同センター内に集約化 防災関係機関やライフライン各社との連携強化を図るため、専用スペースを確保</p> <p>④ 災害対策要員（県職員約3,900人）用の備蓄物資を確保した。 毛布 2,570枚（3交代制、1人当たり2枚） α化米 11,700食（3食分）</p>	<p>行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、初動緊急対応期の重要優先業務をまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ」とともに、職場研修や訓練等を通じて、その周知徹底を図ることとする。</p> <p>また、職員として共通に必要となる風水害等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p> <p>(2) 市町等の取り組み</p> <p>市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、<u>初動緊急対応期の重要優先業務等</u>をまとめた災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害対策拠点の設備整備の考え方</p> <p>県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、<u>発電機や水・食料等</u>の常備等の対策を講じるとともに、<u>庁舎の被災やそれに伴う通信手段や重要な行政データの喪失等</u>に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。</p> <p>2 県災害対策センターの整備・運用</p> <p>(同左)</p>	<p>第2編全体に関わる事項のため、「第1章 基本方針」に記載</p> <p>【市町分】 加筆により、 ② 非常時優先業務の整理に対応</p> <p>【県・市町分】 加筆により、 ③ 電気、水・食料等の確保、 ④ 重要な行政データのバックアップに対応</p> <p>【県・市町分】 既に、 ⑤ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ⑥ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 は記載済</p>

現 行	修 正 案	備 考											
<p>5 市町における災害対策拠点の整備・運用 市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認し、<u>不十分な場合は、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。</u></p> <p>第6節 防災拠点の整備 第2 内容 2 三木総合防災公園（全県拠点） (4) 施設構成 ① 県広域防災センター イ 災害時機能 ・広域防災活動機能 ・<u>災害対策補完機能</u> ・防災ヘリポート機能</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要</p>	<p>5 市町における災害対策拠点の整備・運用 市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認するとともに、<u>本庁舎が使用できなくなった場合の暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。</u></p> <p>(同左)</p>	<p>【市町分】 記述を明確化し、 ⑥ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確保 に対応</p>											
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>兵庫県災害対策本部</td> <td>兵庫県災害対策地方本部</td> </tr> <tr> <td>設 置 者</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができるとしている。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。</td> </tr> <tr> <td>本 部 長</td> <td>知事 <u>知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。</u></td> <td>各県民局長・県民センター長</td> </tr> <tr> <td>設 置 場 所</td> <td>(以下、略)</td> <td></td> </tr> </table>	名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	設 置 者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができるとしている。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。	本 部 長	知事 <u>知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。</u>	各県民局長・県民センター長	設 置 場 所	(以下、略)		<p>【県分】 既に、 ⑥ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確保 は記載済</p> <p>【県分】 既に、 ①-1 首長不在時の明確な代行順位 は記載済</p>
名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部											
設 置 者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができるとしている。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。											
本 部 長	知事 <u>知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。</u>	各県民局長・県民センター長											
設 置 場 所	(以下、略)												

※ 波線部分は記載済、下線部分は今回修正箇所。

(2) 雨水出水の浸水想定区域の指定

現 行	修 正 案	備 考
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実</p> <p>第2 内容 1 洪水 (1) 浸水想定区域の指定・公表等 (新設)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実</p> <p>第2 内容 1 浸水想定区域 (1) 浸水想定区域の指定・公表等 (2) 雨水出水浸水想定区域 <u>知事または市町長は、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。</u> <u>また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、知事が指定した場合は関係市町に通知する。</u> </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>「雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるもの」として、国は、氾濫水が地下街等に一気に流入し、人的被害が発生するおそれがある地下街等が発達している区域に存する公共下水道等の排水施設等を想定。</p> </div>	<p>水防法の改正を踏まえ、防災基本計画が以下のとおり修正されたことに伴う修正</p> <p>第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ・都道府県又は市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、(中略) 浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深（中略）を公表するとともに、都道府県知事にあっては関係市町村の長に通知するものとする。</p>

※ 波線部分は記載済、下線部分は今回修正箇所。

(3) 災害廃棄物の処理の代行

現 行	修 正 案	備 考
<p>風水害等対策計画・地震災害対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置 (2) 処理作業過程 ③ 県への応援要請 市町は、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行うこととする。</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置 (2) 処理作業過程 ③ 県等への応援要請 イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。県は、同協定に基づき、県内市町による応援体制を調整することとする。</p>	<p>風水害等対策計画・地震災害対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置 (2) 処理作業過程 ③ 県等への応援要請 市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「<u>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</u>」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。<u>県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置 (2) 処理作業過程 ③ 県等への応援要請 イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「<u>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</u>」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。<u>県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p>	<p>災害対策基本法が改正されたことを踏まえ、防災基本計画が以下のとおり修正されたことに伴う修正</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な原状復旧の進め方 2 災害廃棄物の処理 ○国〔環境省〕は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p>

※ 波線部分は記載済、下線部分は今回修正箇所。